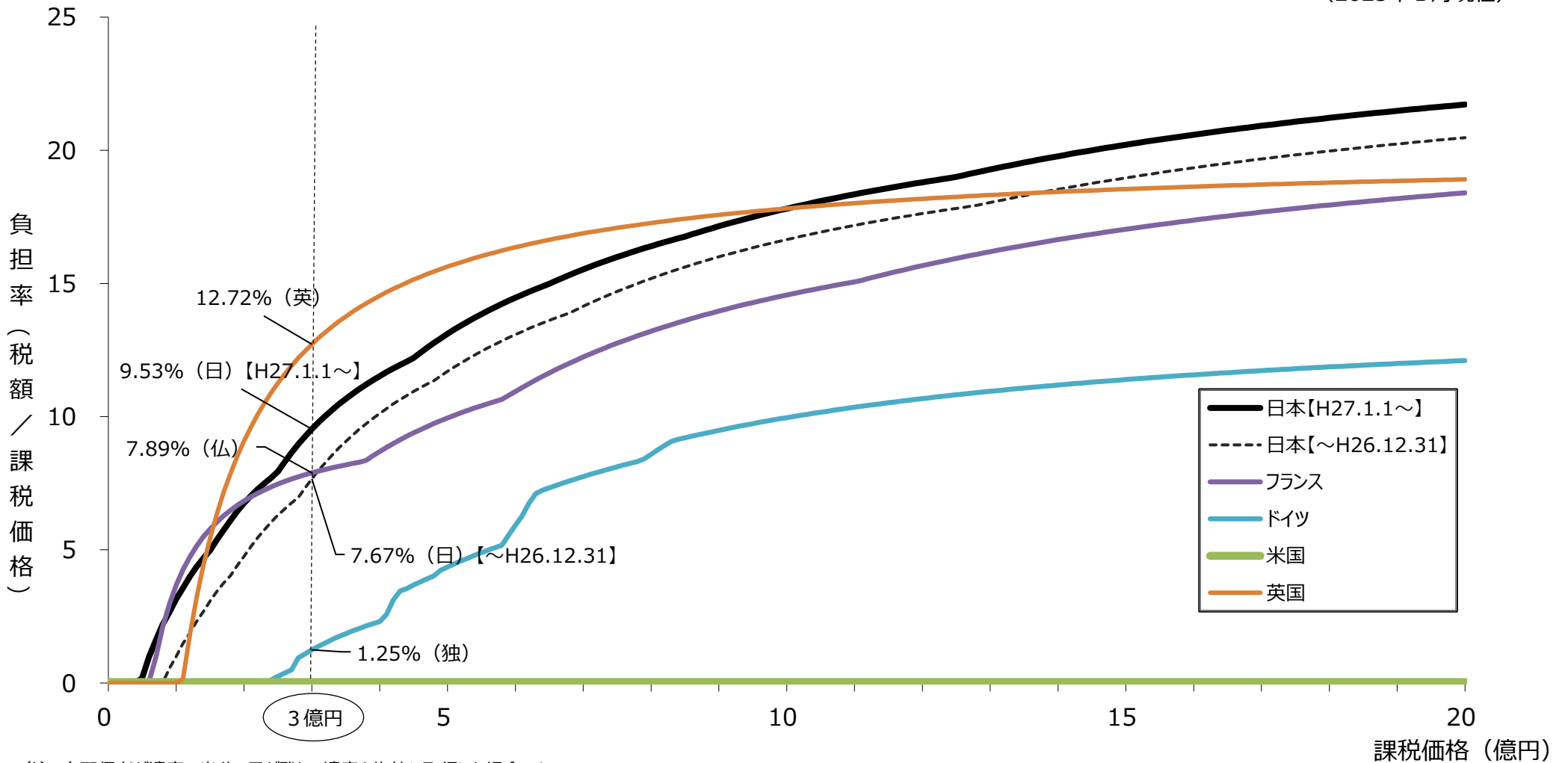


主要国における相続税負担率の比較（配偶者+子2人）

（2023年1月現在）

（単位：％）



（注1）配偶者が遺産の半分、子が残りの遺産を均等に取得した場合である。

（注2）英国では、相続財産に家やその持ち分が含まれ、それを直系子孫が相続する場合には基礎控除額が17.5万ポンド（2,940万円）加算される（相続財産総額が200万ポンド（3.36億円）を超える場合、逓減・消失）が、本資料ではこれは加味していない。

（注3）フランスでは、夫婦の財産は原則として共有財産となり、配偶者の持分は相続の対象ではないため、負担率計算においては除外している。

（注4）ドイツでは、生存配偶者は自らの法定相続分（相続財産総額の4分の1）に加えて、相続財産総額の4分の1に対する請求権を持ち、当該請求権に基づく相続分は非課税となる。

（注5）米国は、課税価格が約2,577万ドル（約36.6億円）までは負担率が0％である。2018年から2025年までの時限措置として、基礎控除額が500万ドル（7.1億円）から1,000万ドル（14.2億円）に拡大された（ただし、毎年インフレ調整による改訂が行われる）。

（備考）邦貨換算レート：1ドル＝142円、1ポンド＝168円、1ユーロ＝145円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和5年（2023年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。